

2009年6月3日

Zenken通信 (vol. 35)

▽ 今回のお届け情報

Title: 沖縄県「最低制限価格 実質90%に引き上げ」

Outline

添付資料P1~3

- 沖縄県は、本年4月に最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直したが、5月15日付の国土交通省の通知（最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について）及び沖縄県建設業協会の要請を受け、実質的に予定価格の90%程度となるよう算定式を更に見直すことを決定した。
- 最低制限価格は、工事ごとに現行の新中央公契連モデルの算定式（係数）に上乘せし、予定価格の90%程度となるよう設定する。
- なお、今回の措置は緊急経済対策の一環として暫定的に実施するもので、同県は、本年3月に設置した建設業審議会において、引き続き「最低制限価格の適正なあり方」について議論していくこととしている。

《沖縄県建設業協会提供》

担 当 ：事業企画課 林

最低制限価格の上乗せ措置について (沖縄県)

1. 本県は、平成 21 年 3 月 26 日に、沖縄県建設業審議会に「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を諮問した。
2. 国土交通省は、平成 21 年 4 月 3 日付けで「低入札調査基準価格」の見直しを行い、地方公共団体においても低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを行うよう要請を行った。
3. 中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）は、平成 21 年 4 月 10 日付けで「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「公契連モデル」という。）の範囲及び算定式の改正を行った。
4. 本県は、平成 21 年 4 月 24 日付で、公契連モデルに準拠した最低制限価格を見直しを行い、65%から85%の範囲を70%から90%の範囲に改正し、同日の指名通知及び入札広告する工事から適用した。
5. 国土交通省は、平成 21 年 5 月 15 日に地域の実情に応じた算定式の改正や設定範囲の引き上げを適切に実施するよう通知した。
6. 本県の基幹産業であり、裾野が広く、地域経済への影響が極めて大きい建設産業が、非常に厳しい経営環境にあることから、国土交通省の要請、各県の最低制限価格の見直し状況等を参考に、緊急避難的措置として、当分の間、最低制限価格を公契連モデルの算定式に上乗して運用していきたい。

〔 沖縄県建設業協会には、今回の措置について報告し、引続き諮問した「建設工事における最低制限価格の見直し」について審議していただき、県内の実情に適した最低制限価格を検討していただきたい。 〕

2009. 6. 2

琉球新報

最低制限価格実質90%へ

県発注工事 暫定的に引き上げ

県は1日までに、公共工事の落札価格の下限を定める最低制限価格について、暫定的に工事予定価格の実質90%まで引き上げることを決めた。6月下旬に適用する予定。5月15日付の国土交通省の通知を受けた緊急経済対策の一環。1日、県建設業協会の最低制限価格引き上げの要請で仲井真弘多知事が明らかにした。

今月下旬から適用

最低制限価格の適正価格を協議する県建設審議会が、知事に答申するまでの暫定措置となる。適正価格は、年内にも答申される見通し。

県は、4月24日の入札公告から最低制限価格の上限

を90%に引き上げたが、その計算方式では、実質85%程度になる。県は、直接工事費などの算定方式の数字を引き上げて、実質90%に近づける。

国交省の通知では、地域実情に応じた県独自の算定

方式の改定を求めている。

仲田文昭県土木建築部長は「国交省の要請と（先進）各県の見直し状況を参考に緊急避難措置として、算定方式に（数字を）上乘せする」と説明している。

県は、最低制限価格を引き上げていない市町村に、同様の対応を求める。

2009.6.2 沖縄タイムス

発注建設工事

県、落札下限引き上げ

予定価格の90%程度に

県は1日までに、発注建設工事で落札の下限となる最低制限価格の算定式を暫定的に見直し、実質的に予定価格の90%程度に引き上げることを決めた。

県内建設業界の要請に対し、国土交通省の算定見直し通知や他県での先例を踏

まえた対応。遅くとも工事発注が増え始める6月下旬には適用する考えだ。

同日、県建設業協会の呉屋守将会長が、県庁に仲井真弘多知事を訪ね、算定式の見直しによる実質的な最低制限価格の引き上げを要請。仲井真知事は「対

応を検討してきた。ご期待に応えられると思う」と述べ、現行の算定式に上乗せして対応する考えを示した。

県土木建築部では「地域経済への影響が大きい建設業の経営環境は厳しい。国交省の通知や他県の見直し

状況を参考に、緊急避難的措置として当分の間、算定式に上乗せで運用したい」と説明。緊急経済対策に伴う事業増の効果を、より高めることが狙いだ。

県は国の改定に準じ、4月から最低制限価格の範囲を5%引き上げ、予定価格の70～90%に設定したばかり。

ただ、最低制限価格の算定式に基づく試算では、上

限の90%に届かず「落札率が90%を下回れば採算割れとなり、品質低下や下請け業者などへのしわ寄せが発生する」（県建設業協会）との指摘があった。

最低制限価格の算定は、直接工事費や共通仮設費などに分類された各経費に、それぞれ一定の係数（30～95%）をかけて合計する仕組み。県では予定価格総額の70～90%に収まることを

前提に、一部係数を上乗せし、実質的な最低制限価格の引き上げにつなげるという。佐賀県や新潟県などと同様の取り組みがなされている。

一方で、県は最低制限価格の見直しについて、3月末に県建設業審議会に諮問した。今回の引き上げは暫定的な措置」として審議会に報告し、議論は継続する方針だ。

3